



中小・小規模事業者向け

本制度は予算が
成立した場合に
施行されます。

\ キャッシュレスでの支払いに対して / ポイント還元を 実施します!

《キャッシュレス・消費者還元事業》

実施期間 2019年10月1日～2020年6月

【制度概要】

- ✓ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方には
ポイント還元等を実施。
- ✓ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

中小・小規模事業者の皆様を支援します!

対象キャッシュレス手段

電子的に繰り返し利用できる決済手段

(例: クレジットカード、電子マネー、QRコード等幅広く対象)

決済導入支援

事業者の皆様は端末導入の
ご負担はありません!

制度を使えば
決済手数料3.25%以下!

さらに実施期間中は、国がその1/3を補助。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

キャッシュレス・消費者還元事業の メリット

メリット

1

今なら端末導入の
ご負担なし！

端末本体と設置費用などが無料。



軽減税率対策
補助金対象の
端末支援についても
比較・検討ください！

メリット

2

決済手数料
3.25%以下！



さらに
実施期間中は、
国が
その1/3を補助

メリット

3

消費者還元で
集客力UP！



メリット

4

レジ締め・現金
取扱いコストを省いて
業務効率化！



4月から対象店舗の登録開始！

通常より
簡単に契約が
できます！

決済事業者が
プランを提示



その中から望ましいプランを
選択して申込み

※一部、対象外となる取引や業種があります。

お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）



0570-000655

受付時間：平日10:00～18:00（土・日・祝日を除く）

※一般電話からは市内通話料金で
ご利用いただけます。《2月6日以降開設予定》

本制度の詳細については、ホームページに掲載予定！

<https://cashless.go.jp>

《3月以降開設予定》

キャッシュレス決済端末の 支援について

《 軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較 》

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ① 複数税率対応のレジ本体
- ② レジに付属する機器
(決済端末を含む)
- ③ 設置に要する経費

必要な経費の **1/4** を
中小・小規模事業者が負担、
残りの **3/4** を国が補助

キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

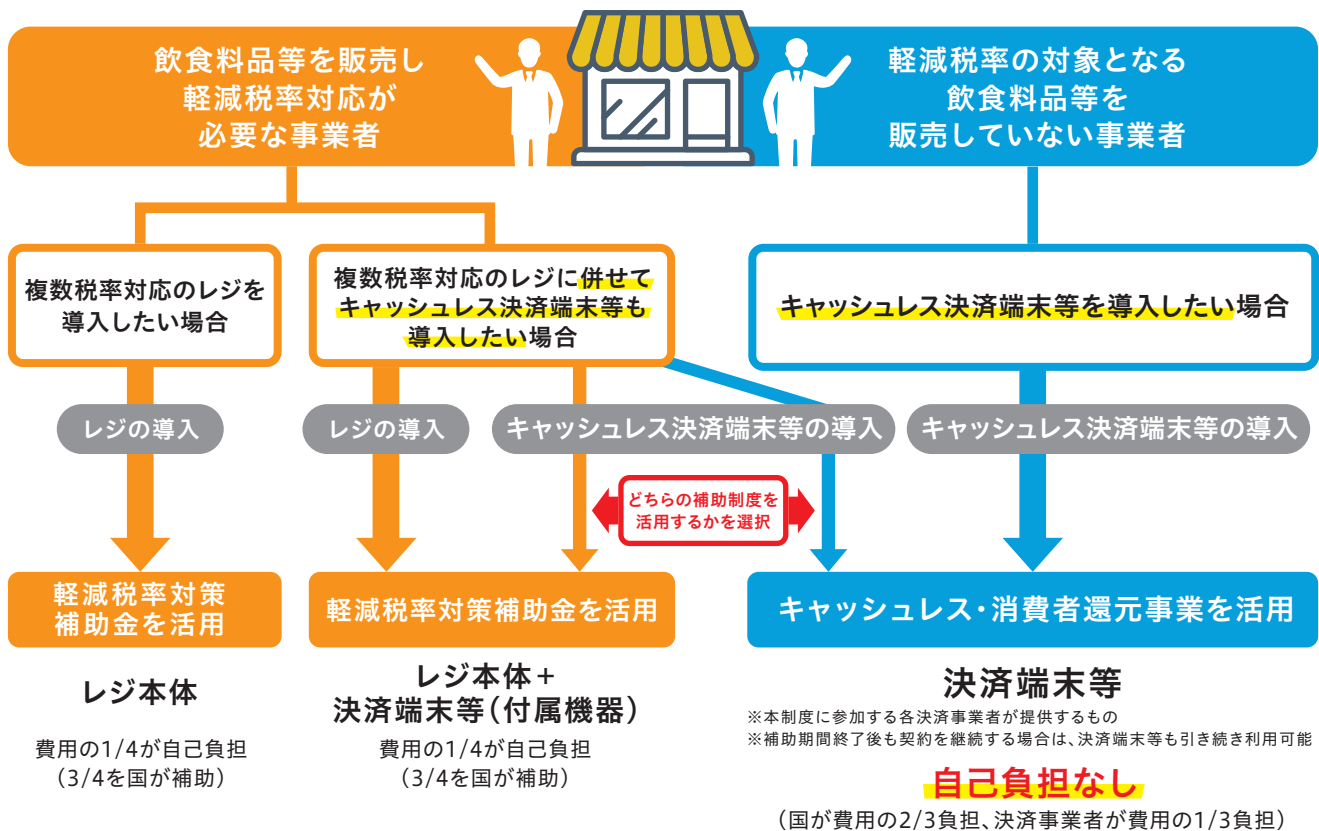
本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ① キャッシュレス決済端末
- ② 決済端末の利用に必要な付属機器
- ③ システム利用料、設置費用等
- ④ タブレット、スマートフォン等

自己負担なし

制度の活用パターン

中小・小規模店舗



本制度に参加する中小・小規模事業者の要件

本事業の対象となる店舗は、下記のような一部業種・取引を除き、基本的にすべての業種が対象です。

対象外となる
業種・取引について

- ①従来、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と整理されている者
- ②別途の需要平準化対策が講じられる取引
- ③換金性の高い非課税取引
- ④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者

等

よく聞かれる質問

Q

現在ポイント還元システムが構築中でも申請可能でしょうか？

A

決済事業者の登録申請は可能です。
ただし、実際の補助は還元システムが完成後となります。

Q

3.25%以下の手数料率は事業期間内のみの制限でしょうか？

A

本制度の参加に当たっては事業期間内の手数料率が3.25%以下であることを条件とします。その上で、決済事業者に対しては、事業期間終了後の手数料率の取扱について、事前に提示することを求めます。

Q

決済事業者の責任ではない不正の場合でも、決済事業者が補助金返還する義務があるのでしょうか？

A

補助金は決済事業者に支給しておりますので、決済事業者から返還いただきます。その後、加盟店・消費者へ決済事業者から返還を請求するようにしてください。

Q

仮に事務局とのシステム連携ができなかった場合、本制度には参加できないのでしょうか？

A

システム連携ができない場合でも、CSVファイル連携等の方法を個別に検討いたします。詳細は窓口にご相談ください。

○本年1月末時点の状況であり、年度内に詳細について順次決定していく予定。

キャッシュレス・消費者還元事業のご案内

キャッシュレス決済事業者向け



CASHLESS

お問合せ先

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）



0570-012141

ナビダイヤル® 受付時間：平日10:00～18:00（土・日・祝日を除く）
※一般電話からは市内通話料金で《2月6日以降開設予定》
ご利用いただけます。

本制度の詳細については、ホームページに掲載予定！

<https://cashless.go.jp>

《3月以降開設予定》



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



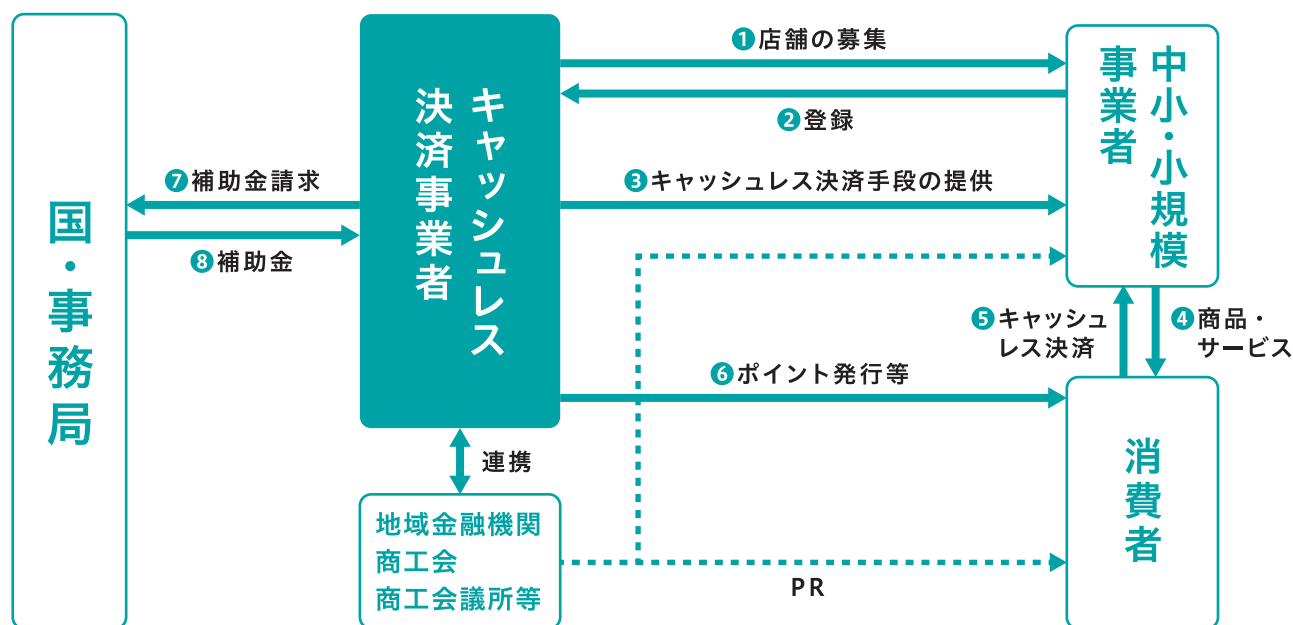
キャッシュレス・消費者還元事業 について

実施期間

2019年10月～2020年6月(9か月間)

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

消費者還元の仕組み



補助内容	中小・小規模事業者向け支援	●消費者還元率5% ●端末費用補助2/3 ●加盟店手数料補助1/3
	フランチャイズ等向け支援	●消費者還元率2%

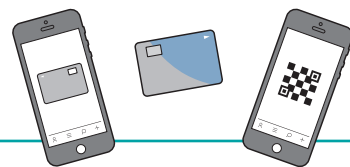
決済事業者の参加条件

補助期間中、本制度を利用する
中小・小規模事業者に対し、

- ☒ 3.25%以下の手数料率
- ☒ 端末費用の1/3を負担
- ☒ 不正取引の防止を適切に行うことができること

対象決済手段

クレジットカード、電子マネー、
QRコードなど電子的に繰り返し
利用できる決済手段



はじめに

本パンフレットは、本制度を御活用いただく決済事業者の皆様向けに、事業内容等の概要を記載したものです。2019年3月までには、本事業に参加いただく決済事業者の公募を開始いたします。詳細は公募開始のタイミングで、公募用ウェブサイト(<https://cashless.go.jp>)で告知いたしますが、本パンフレットを参考に事業への参加をご検討ください。

公募対象の決済事業者

本事業においては、下記の2種類の決済事業者を公募いたします。
なお、本制度においてはクレジットカード、電子マネー、QRコード決済など、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段を広く対象決済手段として認めます。

① キャッシュレス発行事業者(A型決済事業者)

消費者に対して、キャッシュレス決済手段を提供いただく事業者です。キャッシュレス加盟店支援事業者(後述)によって補助金事務局に登録された中小・小規模事業者で購買を行った消費者に対し、ポイント還元等の消費者還元を実施いただくことになります。

② キャッシュレス加盟店支援事業者(B型決済事業者)

中小・小規模事業者に対して、キャッシュレス決済手段を提供いただく事業者です。本制度に参加を希望する中小・小規模事業者の申請を受け付け、補助金事務局に登録を行っていただきます。また、店舗への端末導入補助や手数料補助もこの決済事業者経由で行います。

決済事業者に実施いただく事業の概要

本事業をご活用いただく決済事業者の皆様には、具体的に下記の内容を実施いただきます。

キャッシュレス発行事業者(A型決済事業者)に実施いただく内容

- ① 本制度に参加をしている中小・小規模事業者の店舗での購買に対し、消費者に5%の還元を実施いただきます。^{※1} その際は還元費用を国が補助します。^{※2}
- ② また、事業の実施に当たっては、事務局との情報伝達システムの構築や消費者に対する問合せ窓口の設置等を実施いただきます。そういった、本事業の実施に当たり追加的に発生する事務経費については、一定の範囲内で補助をいたします。
- ③ 不正取引の防止を適切に行うことができることを条件とします。

キャッシュレス加盟店支援事業者(B型決済事業者)に実施いただく内容

- ① 本制度に参加を希望する中小・小規模事業者からの申請を受け付け、参加要件を満たしているかを確認の上、事務局に参加店舗の登録を行っていただきます。^{※3}
- ② 必要に応じて、事務局に参加登録をされた店舗に対し、キャッシュレス端末を無償で導入していただきます。その際は必要な費用の2/3を国が補助します。^{※4}
- ③ 本事業に参加する中小・小規模事業者に課す加盟店手数料が3.25%以下であることを条件と致します。ただし当該期間以外の取決めについては制限は設けません。その上で、事業期間終了後の手数料率の取扱いについて、事前に提示することを求めます。また、消費者還元実施期間中、加盟店が決済事業者に支払う手数料の1/3に相当する額を加盟店に対して交付いただきます。その交付額は国が補助します。
- ④ また、事業の実施に当たっては、事務局との情報伝達システムの構築や加盟店に対する問合せ窓口の設置等を実施いただきます。そういった、本事業の実施に当たり追加的に発生する事務経費については、一定の範囲内で補助をいたします。
- ⑤ 不正取引の防止を適切に行うことができることを条件とします。

※1: 還元の手段としては、既存ポイント制度の活用も含め広く認めます。また、フランチャイズチェーンに属する中小・小規模事業者に対しては、5%ではなく2%の還元を補助します。具体的な還元実施方法のイメージは、公募開始時に公募用ウェブサイトに掲載します。

※2: 付与されるポイントに対する補助額の算定方法については年度内に公募用ウェブサイトでお知らせいたします。

※3: 具体的な参加店舗の登録の方式は、公募開始時に公募用ウェブサイトにて掲載します。

※4: 補助対象となる端末は、事前に決済事業者から事務局に登録いただきます。実施期間内は決済事業者が所有権を持つ形での提供になります。